

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 野田 幸司
(公 印 省 略)

一 般 競 争 入 札 に つ い て 、 下 記 の と お り 公 告 す る 。

1 一般競争に付する事項

件 名	規 格	単位	数量	履行場所	入札日時	履行期限
産業廃棄物収集運搬	仕様書のとおり	ST	1	吉井分屯地	令和8年9月25日 09時30分	令和9年3月31日
産業廃棄物処分 ファイバー容器	仕様書のとおり	m ³	400			
産業廃棄物処分 誘導弾発射筒打がら	仕様書のとおり	m ³	13.5			
産業廃棄物処分 84mmRR携行容器	仕様書のとおり	m ³	30			
産業廃棄物処分 携行袋類	仕様書のとおり	m ³	20			
産業廃棄物処分 プラスチックパレット	仕様書のとおり	m ³	250			
産業廃棄物処分 木箱	仕様書のとおり	m ³	300			
産業廃棄物処分 インナーサポート	仕様書のとおり	m ³	2			

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度全省庁統一資格審査結果通知を受けた者のうち役務の提供等がD以上で格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 都道府県知事から産業廃棄物処理法施行規則第10条の2に規定された「収集運搬業の許可証」及び同規則第10条の6に規定された「処分業の許可証」の交付を受けた者のうち、当該許可内容が本契約の履行内容を満たしている者であること。

3 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約金額に関わらず契約書を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき遅滞なく作成し提出する。
- (2) 適用する契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

4 契約条項を示す場所

第406会計隊・1号隊舎1Fロビー
東部方面会計隊ホームページ（www.mod.go.jp/gsdf/ese/kaikei/eafin）

5 入札（現場）説明会

実施しない。但し、現場確認等が必要な場合は、個別に対応するので事前に調整されたい。

6 入札実施要領

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。

7 郵送による入札

- (1) 封書して会社名、入札日時、件名及び入札書在中（朱書き）と明記した上、**入札前日の１７時**までに第４０６会計隊契約班必着とする。（事前に郵送による入札を行う場合は、その旨を必ず担当の「長井」に直接電話で連絡し確認を受けるものとする。）郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も別に封書したうえ、同封して送付すること。
- (2) 郵便入札により参加した場合の入札会場での立会は可とする。

8 入札条件

入札金額「**消費税抜き価格**」で標記すること。

9 落札決定方法

- (1) 総価で、当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 予定価格に比して入札金額が著しく低く、低入札価格を実施調査を実施した結果適正な履行がなされないおそれがあると認められた場合は、最低入札金額であっても落札者としなないことがあります。

10 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金
免除。但し、落札者が契約を結ばない場合、落札価格の１００分の５以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金
免除。但し、落札者が契約を履行しない場合、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。
- (3) 違約金
契約履行中において契約相手方の理由により契約を解除しようとする場合には、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。
- (4) 履行遅延賠償
履行期限の翌日から起算し、遅延部分１日につき契約金額の１０００分の１以上を徴収する。

11 入札の無効

- (1) 第２項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
- (3) 電話、ファックスによる入札
- (4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は当該入札者が提出した入札書等を無効とする。
- (5) その他入札に関する条件に違反した場合
- (6) 郵便による入札で期日までに未着のもの

12 その他

- (1) 代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出すること。
- (2) 登録業者は、資格審査結果通知書（写）を入札時まで提出すること。
- (3) 仕様書は陸上自衛隊相馬原駐屯地第４０６会計隊事務室にて配布するものとする。
- (4) 入札及び契約に関するお問合せ先
〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 第４０６会計隊 契約班
電話：0279-54-2011（内線2344） FAX：0279-54-6960 担当：長井
仕様書に関するお問い合わせ先
電話：027-388-2818（内線319） 担当：佐竹

市 価 調 査 票

令和8年9月17日 17時までに 全省庁統一資格と併せてFAXにて返信してください FAX:0279-54-6960 担当:長井
--

件 名 : 産業廃棄物収集運搬

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物収集運搬	仕様書のとおり	ST	1			
産業廃棄物処分 ファイバー容器	仕様書のとおり	m ³	400			
産業廃棄物処分 誘導弾発射筒打がら	仕様書のとおり	m ³	13.5			
産業廃棄物処分 84mmRR携帯容器	仕様書のとおり	m ³	30			
産業廃棄物処分 携行袋類	仕様書のとおり	m ³	20			
産業廃棄物処分 プラスチックパレット	仕様書のとおり	m ³	250			
産業廃棄物処分 木箱	仕様書のとおり	m ³	300			
産業廃棄物処分 インナーサポート	仕様書のとおり	m ³	2			
上記以外にも項目が必要な場合は、内訳を様式随意で別途お願い致します。						
合 計						

納 期 : 令和9年3月31日

納 入 場 所 : 吉井分屯地

見 積 条 件 : 税抜き

見積条件及び契約条件を承諾の上見積もりしました。

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

入札書

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地 殿
第406会計隊長 野田 幸司

¥ (消費税別途)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
産業廃棄物収集運搬	仕様書のとおり	ST	1			
産業廃棄物処分 ファイバー容器	仕様書のとおり	m³	400			
産業廃棄物処分 誘導弾発射筒打がら	仕様書のとおり	m³	13.5			
産業廃棄物処分 84mmRR携行容器	仕様書のとおり	m³	30			
産業廃棄物処分 携行袋類	仕様書のとおり	m³	20			
産業廃棄物処分 プラスチックパレット	仕様書のとおり	m³	250			
産業廃棄物処分 木箱	仕様書のとおり	m³	300			
産業廃棄物処分 インナーサポート	仕様書のとおり	m³	2			
合計						

履行期限 令和9年3月31日

納入場所 吉井分屯地

入札条件 税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。
私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令和 8 年 9 月 25 日

住所
会社名
代表者
担当者
連絡先

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	— 6 P T Y 1 A 1 2 0 4 2
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 3 日
	作 成 部 隊	関東補給処 吉井弾薬支処
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 3 日
品 名	産業廃棄物の処分	
仕 様 書 番 号	E A M - Z 0 0 0 0 0 4 C	

指定事項

2.2 廃棄物の種類・数量

	品 名	容 積 (m ³)	種 類
1	木箱	300.0	混合廃棄物 (木くず、金属くず)
2	ファイバー容器	400.0	混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず)
3	84mm R R 弾、携行容器	30.0	混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず)
4	誘導弾発射筒打がら	13.5	混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず)
5	パレット (樹脂製)	250.0	廃プラスチック類
6	運搬具	20.0	混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず)
7	インナーサポート	2.0	廃プラスチック類

2.3 廃棄物の引渡場所

陸上自衛隊関東補給処吉井弾薬支処

2.4 作業要領

作業要領は、表 2 によるほか次による。

廃棄物の引き渡し日は令和 8 年 12 月 7 日からとし、細部の調整については吉井弾薬支処補給科担当者と実施する。

破砕実施場所は、陸上自衛隊関東補給処吉井弾薬支処とし、運搬車への積込完了後、官側の点検を受けるものとする。

誘導弾発射筒打がらの破砕にあたり、飛散防止の処置ができない場合は中間処理施設での破砕を実施後、監督官の点検を受けるものとする。

4 その他の指示

表3に示される書類各 1 部を、検査官に提出する。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物の処分	EAM-Z000004C	
	作 成	令和 3 年 1 月 2 1 日
	変 更	令和 4 年 1 月 2 1 日
	作成部隊等名	関東補給処 吉井弾薬支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関東補給処吉井弾薬支処において発生した産業廃棄物（産業廃棄物，特別管理産業廃棄物をいう。）の処分について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年 法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年 政令第300号）

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年 法律第105号）

2 処分に關する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は，“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”（以下，“法”という。）及び“廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令”（以下，“施行令”という。），“ダイオキシン類対策特別処置法”に基づき，産業廃棄物の収集，運搬及び処分を適正に行う。

2.2 廃棄物の種類・数量

廃棄物の種類は，表1とし，対象となる廃棄物の種類・数量は，調達要領指定書による。

表1-廃棄物の種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック類	
	繊維くず	

表1-廃棄物の種類（続き）

種類		性状・具体例等
産業廃棄物（続き）	ゴムくず	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	木くず	
	金属くず	
	紙くず	
	ガラスくず	
	コンクリートくず	
	陶磁器くず	
特別管理産業廃棄物	廃油	廃油のうち、揮発油類・灯油類・軽油類
	廃酸	廃酸のうち、pH 2.0以下のもの
	廃アルカリ	廃アルカリのうち、pH 12.5以上のもの
	特定有害産業廃棄物	廃油のうち、トリクロロエチレンなど法に示す有害物質の基準を超えて含むもの
一般廃棄物	汚泥・廃酸・廃アルカリ	施行令第2条の4項の5号に掲げる廃棄物
	上記以外の廃棄物	

2.3 廃棄物の引渡場所

廃棄物の引渡場所は、調達要領指定書による。

2.4 作業要領

作業要領は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2-作業要領

番号	区分	作業内容
1	収集	a) 廃棄物を運搬車に積込む際には、廃棄物の破砕を実施し、原形をとどめないようにする。 b) 積み込み完了後の運搬車には、運搬時の廃棄物の落下防止の処置（シート等）をする。 c) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、平日8時15分から17時00分の間に実施する。
2	運搬	廃棄物の落下防止に努める。
3	処分	契約の相手方の敷地内に到着した廃棄物は遅滞することなく破砕、粉砕等の処理を実施する。

2.5 使用器材等

使用器材等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官等”という。）の定める監督、検査実施要領によるほか、契約の相手方は、本役務終了後検査官に産業廃棄物管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受ける。

4 その他の指示

4.1 資格

契約の相手方は、調達要領指定書に示す廃棄物の種類の収集、運搬及び処分をするのに必要な各種許可証を有すること。

4.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。

表3－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	施工写真帳 ^{a)}	b)	b)	作業完了後速やかに。	様式は、社内規格による。
2	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)			作業完了後速やかに。	社団法人 全国産業廃棄物連合会発刊 産業廃棄物管理票による。
注 a) 施工写真帳の作成については、事前に担当官等の指示を受ける。 b) 部数及び提出先は、調達要領指定書によって指定する。					

4.3 秘密保全

契約の相手方は、作業上知り得た情報等を第三者に漏らしてはならない。

4.4 安全管理と火災予防

官側敷地内においては、作業時の安全管理と火災予防に万全を期すとともに、官側が指定する場所以外で喫煙、又は火気を取り扱ってはならない。また、ライター、マッチ等を携行して作業場所に立ち入ってはならない。また、契約の相手方は、廃棄物の運搬時の安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど安全管理を徹底する。

4.5 その他

その他は、次による。

- 契約の相手方は、当該分屯地（施設等含む。）などへの立ち入りについては、それぞれ立入許可権者の定める要領による。また、作業場所及び許可を受けた場所以外への立ち入りを禁止する。
- 契約の相手方は、当該分屯地（施設等含む。）などへの携帯型情報通信・記録機器等の持込については、許可権者の定める要領による。また、許可を受けた場所以外での使用は禁止する。
- 契約の相手方は、官側の支援を必要とする場合、担当官等に申し出て、その指示を受ける。
- 仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は、GLT-CG-Z000001の8.3による。